

令和5年度「ADR週間（ADRの日）」実施要綱

令和5年7月 法務省

1 目的

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律においては、裁判外紛争解決手続（ADR）についての基本理念が定められるとともに、国の責務として裁判外紛争解決手続に関して必要な措置を講じて国民の理解を増進させるように努めなければならないとしている（同法第4条第1項）。

本週間は、令和4年3月に策定した「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン～」に基づき、認証事業者や関係団体等と連携し、ADR・ODRを国民に身近な紛争解決手段とするため集中的な広報活動等を展開することを目的とする。

2 実施期間

自 令和5年12月1日（金）

至 令和5年12月7日（木）

（初日である12月1日を「ADRの日」とする。）

3 実施主唱

法務省

4 協力

一般財団法人日本ADR協会、一般財団法人日本ODR協会

5 主な行事内容

- (1) 法務省主催のオンライン・フォーラムの実施（12月1日を予定）
- (2) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、掲示、配布
- (3) 多様な広報媒体（法務省ホームページ、SNS等）を活用した情報発信
- (4) その他